

Ⅲ 2023年度測定計画に基づく 地下水質測定結果

2023（令和5）年度地下水質測定計画

1 目的

この測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定により、大阪府域の地下水の水質の常時監視を行うために実施する水質等の測定について、測定する項目、測定の地点及び方法その他必要な事項を定めるものとする。

2 調査の区分

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

府域の全体的な地下水の水質の状況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

調査は、地域をメッシュ等に分割し、調査区域を選定して順次調査を行うローリング方式により行う。

測定地点は、原則として利水状況、有害物質を使用している工場・事業場の立地の状況等を勘案し、設定することとする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。概況調査等の結果、調査井戸の周辺において汚染が発生している可能性があると判断される場合についても、原則として当該調査を実施することとする。

測定地点は、原則として発端井戸の上流側及び下流側の井戸の所在確認を最大限行い、その他利水状況、工場・事業場の立地状況等を勘案し、設定することとする。

概況調査等により新たに汚染等が発見された場合、できるだけ速やかに当該調査を実施するものとする。

(3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染地域について、継続的に監視を行うために、地下水の水質調査を実施する。

測定地点は、原則として汚染井戸周辺地区調査で汚染が確認された調査井戸のうち、利水状況、工場・事業場の立地の状況等を勘案し、代表的な地点（複数地点又は最高濃度地点）を設定することとする。

3 測定地点及び測定機関

測定地点及び測定機関は、図2-1、図2-2、別表2-1、別表2-2及び別表2-3のとおりとする。

(1) 概況調査 66地点（ローリング方式）

(2) 継続監視調査 106地点

4 測定期間

測定期間は、2023（令和5）年4月1日から2024（令和6）年3月31日までとする。

5 測定項目

測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 概況調査

ア 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
(ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。)

イ 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度、pH

(2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準項目のうち周辺で汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物並びに地下水の特性把握に必要な項目とする。

(3) 継続監視調査

一般項目及び測定地点ごとに別表2-3に掲げる環境基準項目とする。

6 測定回数

概況調査及び継続監視調査の測定回数は、原則として各測定地点において年1回以上とし、過去の検出状況、利水状況及び発生源の有無等を考慮の上、設定するものとする。

7 測定方法

測定方法は、原則として別表2-4のとおりとする。

8 試料の採取等

- (1) 試料の採取については、井戸の設置者に協力を求めるものとする。
- (2) 井戸の諸元(深度、用途等)については、できる限り把握するものとする。

9 環境基準値及び評価方法

環境基準値及び評価方法は、別表2-4のとおりである。

10 測定結果の報告

測定結果は次のとおり大阪府へ報告するものとする。

- (1) 測定結果の報告は、別途指定の様式により行うものとする。
- (2) 環境基準項目の測定結果で環境基準値を超える値が検出された時は、直ちに報告するものとする。

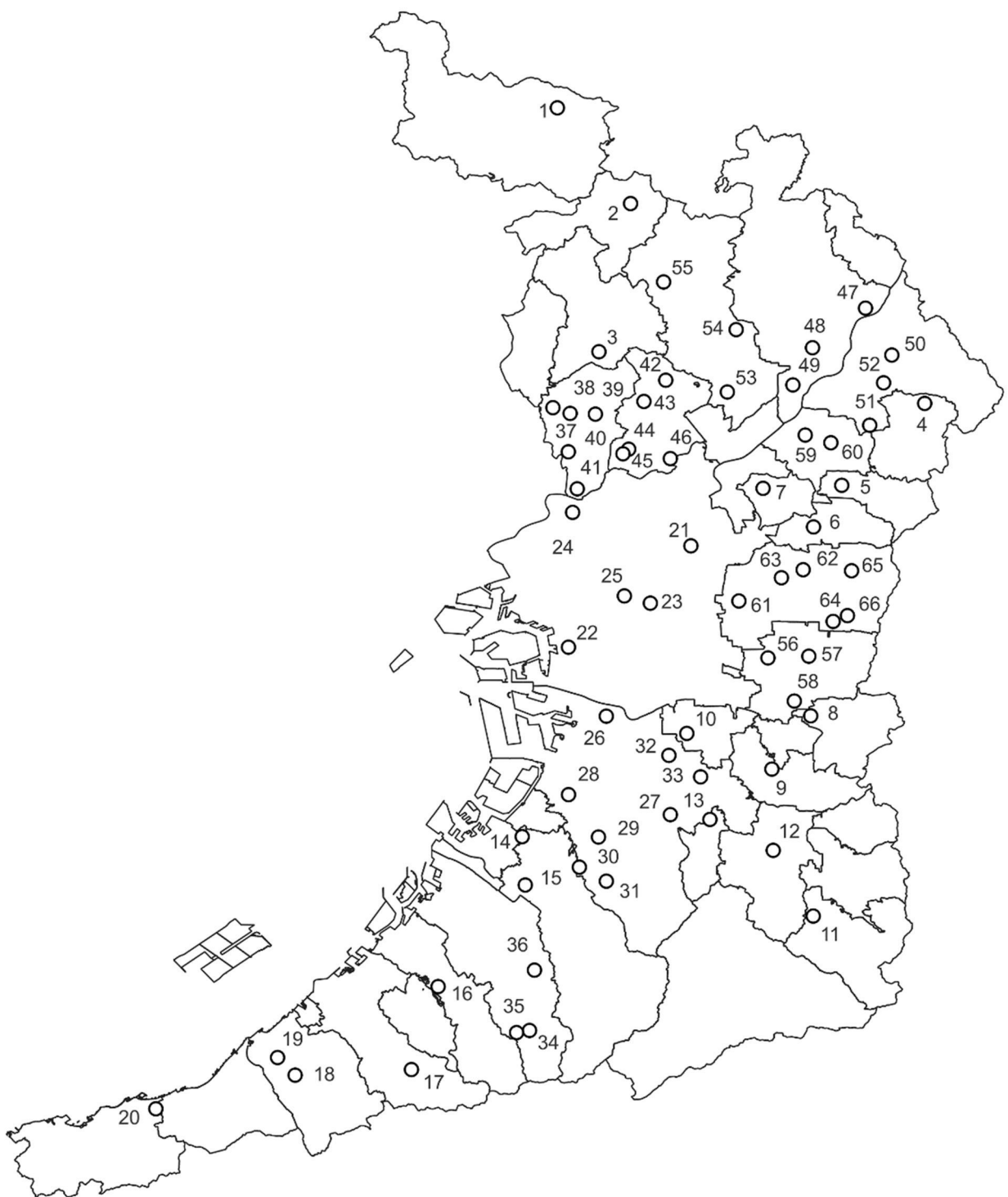
11 継続監視調査の終了

原則として、測定地点で一定期間連続して環境基準を満たすとともに、汚染範囲内で再度汚染井戸周辺地区調査を行い全ての地点が環境基準以下であることを確認し、汚染物質や地下水の用途等、各地域の実情を勘案し、総合的に判断することとする。

汚染が自然由来と推察される場合は、別に定める基本的な考え方に基づいて判断することとする。

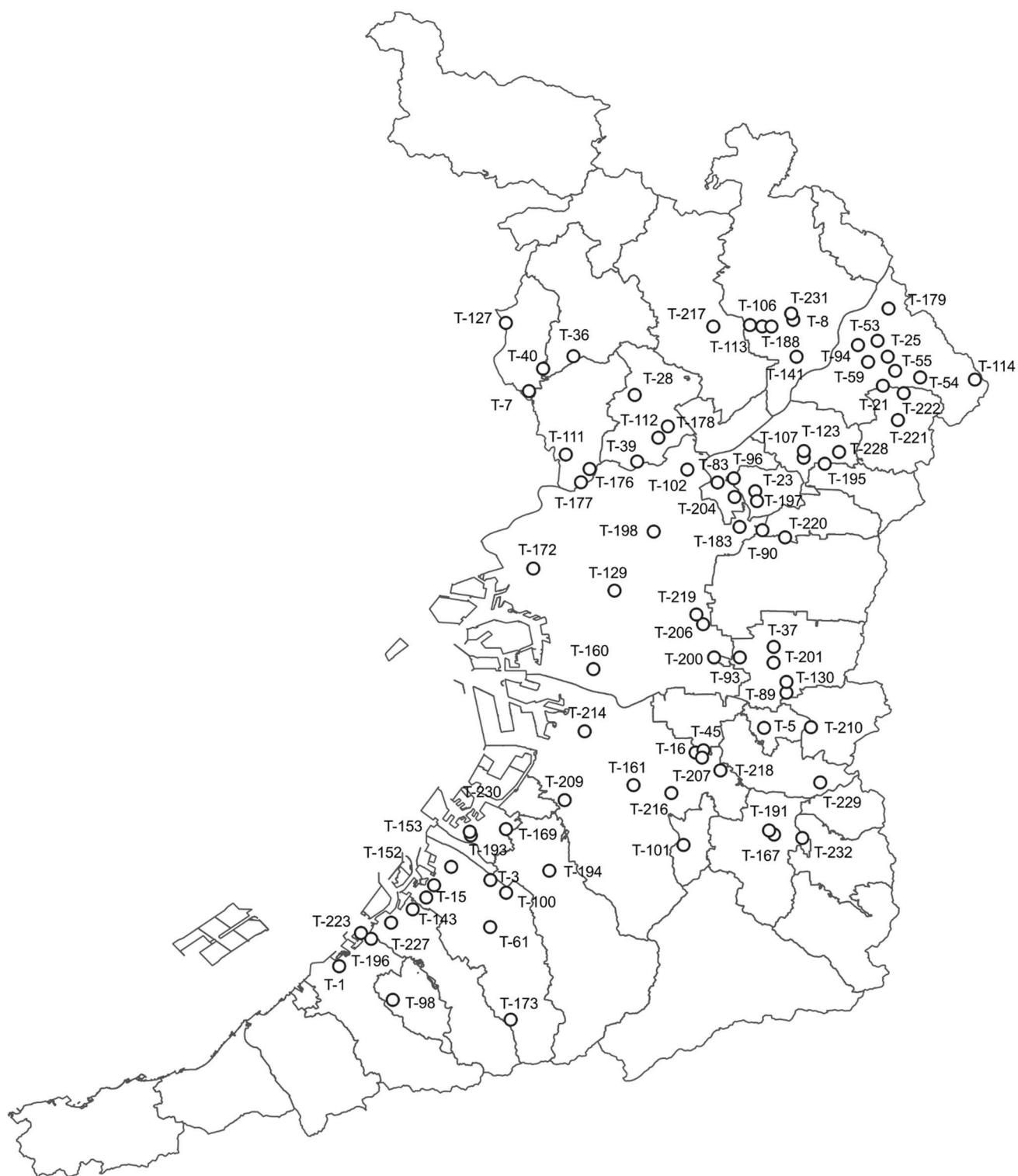
12 その他

その他、本計画に定めのない事項については、測定機関と協議のうえ定める。



国土数値情報 | 行政区域データ (mlit.go.jp) を加工して作成

図 2 - 1 概況調査測定地点図
(2023 (令和5) 年度)



国土数値情報 | 行政区域データ (mlit.go.jp) を加工して作成

図 2 - 2 継続監視調査測定地区図
(2023 (令和5) 年度)

別表2-1

測定地点数及び測定機関総括表

(2023(令和5)年度)

測定機関	測定地点数		合計
	概況調査 (ローリング方式)	継続監視調査	
大阪府	20	35	55
国土交通省 近畿地方整備局	0	2	2
大阪市	5	7	12
堺市	8	7	15
岸和田市	3	9	12
豊中市	5	3	8
吹田市	5	4	9
高槻市	3	13	16
枚方市	3	11	14
茨木市	3	1	4
八尾市	3	9	12
寝屋川市	2	5	7
東大阪市	6	0	6
合計	66	106	172

別表 2-2 (1) 測定地点一覧表 (概況調査)

2023 (令和5) 年度

測 定 地 点			測 定 項 目																							測 定 回 数	測 定 機 関			
図 中 地 点 番 号	所 在 地		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン) 別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー	1・2—ジクロロエタン	1・1—ジクロロエチレン	1・1・1—トリクロロエタン	1・1・2—トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3—ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン			硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ほう素	1・4—ジオキサン
1	能勢町	倉垣	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
2	豊能町	切畑	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
3	箕面市	萱野	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
4	交野市	倉治	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
5	四條畷市	中野本町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
6	大東市	氷野	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
7	門真市	柳町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
8	柏原市	本郷	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
9	羽曳野市	はびきの	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
10	松原市	北新町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
11	千早赤阪村	桐山	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
12	富田林市	寿町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
13	大阪狭山市	東野西	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
14	泉大津市	千原町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
15	和泉市	観音寺町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
16	貝塚市	三ツ松	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
17	泉佐野市	日根野	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
18	泉南市	信達六尾	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
19	泉南市	馬場	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
20	岬町	淡輪	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪府
21	大阪市	城東区中央	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
22	大阪市	大正区鶴町＊1	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
23	大阪市	天王寺区生玉寺町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
24	大阪市	淀川区加島	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
25	大阪市	浪速区元町＊2	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	大阪市
26	堺市	堺区北清水町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
27	堺市	中区福田	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
28	堺市	西区鳳北町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
29	堺市	西区太平寺	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
30	堺市	南区檜尾	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
31	堺市	南区美木多上	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
32	堺市	北区金岡町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
33	堺市	美原区太井	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	堺市
34	岸和田市	大沢町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	岸和田市
35	岸和田市	塔原町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	岸和田市
36	岸和田市	内畑町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	岸和田市
37	豊中市	蛍池中町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
38	豊中市	本町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
39	豊中市	熊野町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
40	豊中市	利倉	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
41	豊中市	大島町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	豊中市
42	吹田市	千里万博公園	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
43	吹田市	津雲台	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
44	吹田市	江坂町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
45	吹田市	豊津町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
46	吹田市	南高浜町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	吹田市
47	高槻市	道鶴町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	高槻市
48	高槻市	登町	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	高槻市
49	高槻市	三島江	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	高槻市
50	枚方市	田口	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	枚方市
51	枚方市	高田	○	○	○	○	○	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	枚方市

別表 2-2 (2) 測定地点一覽表 (概況調査)

2023（令和5）年度

[illegible]

注

- ・図中地点番号は、図2-1を参照
- ・○印の項目について測定を実施する。
- ・※印：アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を実施する。
- ・*1印：22は既存の調査において海水影響によりふっ素及びほう素の検出が確認されている地点であるため、その2項目を除外している。
- ・*2印：25は継続監視調査実施地点(T-129)。概況調査は、継続監視調査対象項目以外の項目について測定を実施する。
- ・測定地点は計画地点であり、変更となる可能性がある。

別表2-3 (1) 測定地点一覧表(継続監視調査)

		測 定 地 点		測 定 項 目																	2023		(令和5) 年度											
図 中 地 区 番 号	地 区 内 番 号	所 在 地	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン は塩化ビニルモノマー	1・2 ジクロロエタン	1・1 ジクロロエチレン	1・1・1 ジクロロエタン	1・1・2 トリクロロエタン	1・3 ジクロロプロペン	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふい素	ほう素	1・4 ジオキサン	測 定 回 数	深 度) m	井 戸 の 浅 深 別	用 途	測 定 機 関
T-1	2	泉佐野市 西本町											○	○	○	○	○												1	12～13	浅	3	大阪府	
T-3	一	岸和田市 西大路町											○	○	○	○	○												1	150	深	4	岸和田市	
T-5	1	藤井寺市 小山											○	○	○	○	○												1	4.5	浅	3	大阪府	
	2	藤井寺市 岡											○	○	○	○	○												1	15	浅	5	大阪府	
	3	藤井寺市 藤井寺											○	○	○	○	○												1	8	浅	3	大阪府	
T-7	3	池田市 豊島南											○	○	○	○	○	○											1	4	浅	3	大阪府	
T-8	1	高槻市 桃園町											○	○	○	○	○	○											1	53.3	深	5	高槻市	
	2	高槻市 桃園町											○	○	○	○	○	○											1	37.1	深	5	高槻市	
	4	高槻市 下田部町											○	○	○	○	○	○											1	40	深	5	高槻市	
	10	高槻市 明田町											○	○	○	○	○	○											1	35	深	5	高槻市	
	12	高槻市 南庄所町						○					○	○	○	○	○	○											1	11	浅	5	高槻市	
	13	高槻市 西冠											○	○	○	○	○	○											1	65	深	1	高槻市	
T-15	1	岸和田市 岸城町											○	○	○	○	○								○				1	8	浅	3	岸和田市	
	2	岸和田市 南町											○	○	○	○	○								○				1	4	浅	3	岸和田市	
T-16	4	堺市 美原区今井											○	○	○	○	○	○											2	70	深	3	堺市	
T-21	4	交野市 幾野											○	○	○	○	○	○											1	100	深	4	大阪府	
T-23	一	門真市 柳田町						○																						1	13.1	浅	5	近畿地整
T-25	一	枚方市 出屋敷西町											○	○	○	○	○	○											2	140	深	4	枚方市	
T-28	2	吹田市 津雲台									○		○	○	○	○	○	○											2	220	深	2	吹田市	
T-32	1	高槻市 東上牧						-																					-	185	深	4	高槻市	
T-36	一	箕面市 牧落											○	○	○		○	○											1	10	浅	3	大阪府	
T-37	2	八尾市 東本町											○	○	○		○	○											1	不明	不明	3	八尾市	
T-39	3	吹田市 南吹田*1									○		○	○	○	○	○	○								○			4	8	浅	5	吹田市	
T-40	一	池田市 石橋											○	○	○	○	○	○											1	6	浅	3	大阪府	
T-45	1	松原市 丹南											○	○	○	○	○	○											1	7	浅	3	大阪府	
T-53	1	枚方市 片鉾本町											○	○	○	○	○	○											2	不明	不明	3	枚方市	
	2	枚方市 片鉾本町											○	○	○	○	○	○											2	不明	不明	3	枚方市	
T-54	一	枚方市 津田元町											○	○	○	○	○	○											2	8	浅	3	枚方市	
T-55	2	枚方市 春日北町						○※					○	○	○	○	○	○											2	7	浅	5	枚方市	
T-59	1	枚方市 中宮山戸町											○	○	○	○	○	○											2	10	浅	3	枚方市	
	2	枚方市 中宮山戸町											○	○	○	○	○	○											2	8	浅	3	枚方市	
T-61	一	岸和田市 尾生町						○※																	○					1	9	浅	3	岸和田市
T-67	2	能勢町 野間出野						-																					-	90	深	3	大阪府	
T-71	1	高槻市 阿武野						-																					-	144	深	3	高槻市	
	2	高槻市 阿武野																									-	-	150	深	2	高槻市		
T-77	一	枚方市 楠葉中之芝						-																					-	62	深	5	枚方市	
T-83	2	守口市 本町											○	○	○	○	○	○											1	5.1	浅	3	大阪府	
T-89	2	八尾市 西弓削											○		○														1	60	深	4	八尾市	
T-90	一	大東市 諸福											○	○	○	○	○	○											1	20	浅	5	大阪府	
T-93	2	八尾市 北亀井町				○				○			○	○	○	○	○	○											1	5.5	浅	5	八尾市	
	3	八尾市 北亀井町								○			○	○	○	○	○	○											1	3.5	浅	5	八尾市	
	4	八尾市 北亀井町									○			○	○	○	○	○											1	3.7	浅	5	八尾市	
T-94	1	枚方市 中宮東之町											○	○	○	○	○	○											2	8	浅	3	枚方市	
	2	枚方市 上野											○	○	○	○	○	○											2	10	浅	5	枚方市	
T-96	2	門真市 小路町											○	○	○	○	○	○											1	不明	不明	3	大阪府	
T-98	一	熊取町 朝代西											○	○	○	○	○	○											1	245	深	4	大阪府	
T-100	2	岸和田市 田治米町											○	○	○	○	○	○											1	7.6	浅	5	岸和田市	
T-101	一	大阪狭山市 今熊											○	○	○	○	○	○							○				1	8	浅	3	大阪府	
T-102	一	大阪市 東淀川区大桐																							○				1	6	浅	5	大阪市	
T-106	1	高槻市 幸町											○	○	○	○	○	○											1	22.5	深	5	高槻市	
	2	高槻市 幸町											○	○	○	○	○	○											1	22	深	5	高槻市	
	4	高槻市 幸町											○	○	○	○	○	○											1	200	深	4	高槻市	
T-107	1	寝屋川市 木田元宮									○		○	○	○	○	○	○											2	6	浅	5	寝屋川市	
	2	寝屋川市 木田元宮									○		○	○	○	○	○	○											2	5.4	浅	5	寝屋川市	
T-111	一	豊中市 名神口											○	○	○	○	○	○							○	○			1	20	浅	4	豊中市	
T-112	一	吹田市 片山町									○		○	○	○	○	○	○											2	8	浅	3	吹田市	
T-113	一	高槻市 宮田町											○	○	○	○	○	○											1	15	深	5	高槻市	
T-114	一	枚方市 尊延寺馬廻			○		○	○	※																					2	11	浅	5	枚方市

別表2-3 (2) 測定地点一覧表 (継続監視調査)

測 定 地 点			測 定 項 目																				測 定 回 数	深 度) m (	井 戸 の 浅 深 別	用 途	測 定 機 関					
図 中 地 区 番 号	地 区 内 番 号	所 在 地	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	1・2—ジクロロエタン	1・1—ジクロロエチレン	1・1・1—トリクロロエタン	1・1・2—トリクロロエタン	テトラクロロエチレン	1・3—ジクロロプロペン	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン						セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふも素	ほう素	1・4—ジオキサン
T-123	1	寝屋川市 出雲町*2											○	○	○	○	○											2	8	浅	5	寝屋川市
	2	寝屋川市 出雲町*2											○	○	○	○	○											2	8	浅	5	寝屋川市
T-127	4	池田市 古江町																							○	○		1	不明	不明	4	大阪府
T-129	1	大阪市 浪速区元町					○																					1	4	浅	3	大阪市
T-130	一	八尾市 志紀町西											○		○								○				○	1	20	深	5	八尾市
T-141	2	高槻市 西大樋町											○	○	○	○	○	○	○									1	100	深	4	高槻市
T-142	一	枚方市 長尾元町																						-		-	-	2	浅	3	枚方市	
T-143	一	貝塚市 堀																						○			1	4	浅	3	大阪府	
T-152	一	岸和田市 並松町	○	○		○																			○		1	5	浅	2	岸和田市	
T-153	2	岸和田市 春木宮本町																						○			1	不明	浅	3	岸和田市	
	5	岸和田市 春木宮川町																						○			1	不明	浅	3	岸和田市	
T-154	一	枚方市 茄子作北町						- ※																-		-	-	17	浅	3	枚方市	
T-155	一	枚方市 東香里元町						- ※																		-	-	不明	浅	3	枚方市	
T-157	一	池田市 古江町					-																			-	-	8	浅	3	大阪府	
T-160	一	大阪市 住之江区御崎																							○	○	1	10.6	浅	5	近畿地整	
T-161	一	堺市 中区土塔町											○		○	○			○	○							1	10	浅	3	堺市	
T-164	2	和泉市 三林町																						-		-	-	不明	浅	3	大阪府	
T-167	一	富田林市 富田林町											○		○	○			○	○							1	13	浅	3	大阪府	
T-169	4	泉大津市 曾根町					○																				1	6	浅	3	大阪府	
T-172	一	大阪市 此花区島屋																								○	1	30	深	5	大阪市	
T-173	一	岸和田市 塔原町																						○			1	4	浅	3	岸和田市	
T-176	一	豊中市 豊南町南																						○			1	不明	浅	3	豊中市	
T-177	一	豊中市 神州町																					○				1	8.5	浅	5	豊中市	
T-178	一	吹田市 岸部中									○		○	○	○	○	○	○	○	○							2	1	浅	5	吹田市	
T-179	一	枚方市 船橋本町											○		○	○	○	○	○	○							2	5	浅	3	枚方市	
T-182	一	河内長野市 東片添町					-																			-	-	不明	浅	5	大阪府	
T-183	一	大阪市 鶴見区浜									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○		1	不明	不明	5	大阪市	
T-188	一	高槻市 東五百住町																							○		1	不明	浅	3	高槻市	
T-191	一	富田林市 本町																						○			1	5	浅	3	大阪府	
T-193	一	泉大津市 上之町											○		○	○		○	○								1	3	浅	3	大阪府	
T-194	一	和泉市 池田下町																						○			1	4.3	浅	3	大阪府	
T-195	一	四條畷市 砂											○		○	○		○	○								1	4.7	浅	5	大阪府	
T-196	2	泉佐野市 鶴原											○	○	○	○	○	○	○								1	170	深	4	大阪府	
T-197	2	門真市 東田町																							○		1	15.6	深	5	大阪府	
	3	門真市 東田町																							○		1	4	浅	5	大阪府	
T-198	一	大阪市 都島区中野町									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1	35	深	3	大阪市	
T-199	一	堺市 西区家原寺町					-																			-	-	280	深	5	堺市	
T-200	1	八尾市 竹濑西											○		○	○		○									1	4	浅	3	八尾市	
	2	八尾市 竹濑											○		○												1	25	浅	3	八尾市	
T-201	2	八尾市 安中町											○		○												1	不明	不明	5	八尾市	
T-204	一	守口市 大宮通											○														1	4.7	浅	5	大阪府	
T-206	一	大阪市 平野区加美北									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1	60	深	4	大阪市	
T-207	一	堺市 美原区大保											○		○	○	○	○	○								2	25	深	3	堺市	
T-209	一	堺市 西区上																						○			1	7.5	浅	3	堺市	
T-210	一	柏原市 片山町																								○	1	94	深	5	大阪府	
T-214	一	堺市 堺区南安井町											○		○	○		○	○								1	不明	浅	3	堺市	
T-216	一	堺市 東区高松																						○			1	不明	浅	3	堺市	
T-217	一	茨木市 耳原											○		○	○	○	○	○								2	8.5	浅	5	茨木市	
T-218	2	堺市 美原区多治井											○		○	○			○	○							1	不明	不明	3	堺市	

別表2-3 (3) 測定地点一覧表（継続監視調査）

2023 (令和5) 年度																																	
測 定 地 点				測 定 項 目																													
図 中 地 区 番 号	地 区 内 番 号	所 在 地	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン は塩化ビニルモノマー	1・2—ジクロロエタン	1・1—ジクロロエチレン	1・1・1—ジクロロエタン	1・1・1・2—トリクロロエタン	トリクロロエチレン	1・3—ジクロロプロペン	テトラクロロエチレン	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4—ジオキサン	測 定 回 数	深 度) m (	井 戸 の 浅 深 別	用 途	測 定 機 関
T-219	一	大阪市	生野区巽中					○				○	○	○	○	○	○	○	○				○						1	80	深	4	大阪市
T-220	一	大東市	灰塚																						○			1	不明	不明	3	大阪府	
T-221	一	交野市	森北					○																				1	10	浅	5	大阪府	
T-222	一	交野市	倉治			○		○	○	※																		1	10	浅	5	大阪府	
T-223	一	泉佐野市	住吉町					○																				1	200	深	4	大阪府	
T-227	一	貝塚市	脇浜																						○			1	5	浅	5	大阪府	
T-228	一	寝屋川市	打上新町										○	○	○	○	○											2	16.2	浅	5	寝屋川市	
T-229	一	羽曳野市	飛鳥																						○			1	4〜5	浅	3	大阪府	
T-230	一	泉大津市	下之町																						○			1	5〜6	浅	3	大阪府	
T-231	一	高槻市	明田町					○																				1	3.6	浅	5	高槻市	
T-232	一	富田林市	別井																						○			2	不明	不明	5	大阪府	

- 注
- ・図中地区番号は、図2-2を参照。
 - ・地区内番号の欄は、同一地区において複数の測定地点を有する場合の整理番号を表す。
 - ・地区番号及び地区内番号について、記載のない番号は欠番。
 - ・○印の項目について測定を実施する。
 - ・●及びハイフン (-) は数年一度、継続監視調査を実施する地点を示す。●は測定を実施すること、ハイフン (-) は測定を実施しないことを示す。
 - ・※印：アルキル水銀については、総水銀が検出された地点について測定を実施する。
 - ・*1印：1,4-ジオキサンについては、過去から測定計画外で調査していたものを追加した。年2回測定を実施する。
 - ・井戸の浅深別は、浅（浅井戸）、深（深井戸）、不明 を表す。
不圧帯水層から採取する井戸を浅井戸、被圧帯水層から採取する井戸を深井戸とする。ただし、帯水層が不明な場合は井戸深度30m以下の井戸を浅井戸、30mを超える井戸を深井戸とする。
 - ・用途欄の番号は、1（水道水源）、2（一般飲用）、3（生活用水）、4（工業用水）、5（その他）を表す。
 - ・測定地点は計画地点であり、変更となる可能性がある。

測定方法、環境基準値等一覧表

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
環境基準項目	カドミウム	JIS K 0102 55.2 JIS K 0102 55.3 JIS K 0102 55.4	電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.003 以下 0.0003
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2(JIS K 0102 38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2 JIS K 0102 38.1.2及び38.3 JIS K 0102 38.1.2及び38.5 昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「付表」)1	ビリジノン-ヒドラゾン吸光光度法 4-ヒリジノカルボン酸-ヒドラゾン吸光光度法 流れ分析法	検出されないこと 0.1
	鉛	JIS K 0102 54.1 (備考1を実施) JIS K 0102 54.2 JIS K 0102 54.3 JIS K 0102 54.4	フリューム原子吸光法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下 0.005
	六価クロム	JIS K 0102 65.2.1 JIS K 0102 65.2.3 JIS K 0102 65.2.4 JIS K 0102 65.2.5 JIS K 0102 65.2.6 ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。 1 65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合 (65.の備考11のb)による場合に限り、試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2に定めるところによるほか、JIS K0170-7の7a)又はb)に定める操作を行うこと。	ジフェニルカルバジド吸光光度法 電気加熱原子吸光法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法 流れ分析法	0.02 以下 0.01
	砒素	JIS K 0102 61.2 JIS K 0102 61.3 JIS K 0102 61.4	水素化物発生原子吸光法 水素化物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下 0.005
	総水銀	付表2	還元気化原子吸光法	0.0005 以下 0.0005
	アルキル水銀	付表3	溶媒抽出ガスクロマトグラフ法	検出されないこと 0.0005
	P C B	付表4	溶媒抽出ガスクロマトグラフ法	検出されないこと 0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)	0.02 以下 0.002
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.4.1 JIS K 0125 5.5	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD) ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラフ法(ECD)	0.002 以下 0.0002
	クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	平成9年3月13日付け環境庁告示第10号付表	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.002 以下 0.0002
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.3.2	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD) バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)	0.004 以下 0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)	0.1 以下 0.002
	1,2-ジクロロエチレン	(シス体) 同 上	同 上	0.002
		(トランス体) JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)	シス体トランス体の和が 0.04 以下 0.002
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1 JIS K 0125 5.4.1 JIS K 0125 5.5	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD) ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ法(ECD) 溶媒抽出ガスクロマトグラフ法(ECD)	1 以下 0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	同 上	同 上	0.006 以下 0.0006
	トリクロロエチレン	同 上	同 上	0.01 以下 0.001
	テトラクロロエチレン	同 上	同 上	0.01 以下 0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.1	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(ECD)	0.002 以下 0.0002
	チウラム	付表5	高速液体クロマトグラフ法	0.006 以下 0.0006
	シマジン	付表6の第1 付表6の第2	溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ質量分析法 溶媒抽出・固相抽出ガスクロマトグラフ法(FTD)(ECD)	0.003 以下 0.0003
	チオベンカルブ	同 上	同 上	0.02 以下 0.002
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1 JIS K 0125 5.2 JIS K 0125 5.3.2	バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法 バージ・トラップ-ガスクロマトグラフ法(FID)	0.01 以下 0.001
	セレン	JIS K 0102 67.2 JIS K 0102 67.3 JIS K 0102 67.4	水素化合物発生原子吸光法 水素化合物発生ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	0.01 以下 0.002

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
環境基準項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては JIS K 0102 43.2.1 JIS K 0102 43.2.3 JIS K 0102 43.2.5 JIS K 0102 43.2.6 亜硝酸性窒素にあつては JIS K 0102 43.1.1 JIS K 0102 43.1.2 JIS K 0102 43.1.3 還元蒸留-イソフェノール青吸光度法 銅・カドミウム還元-ナフチルエチレンジアミン吸光度法 イオンクロマトグラフ法 流れ分析法 ナフチルエチレンジアミン吸光度法 イオンクロマトグラフ法 流れ分析法	10 以下	0.08
	ふっ素	JIS K 0102 34.1(JIS K 0102 34の備考1を除く。) JIS K 0102 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K 0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) JIS K 0102 34.1.1c)(注(2)第三文及びJIS K 0102 34の備考1を除く。)(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合は、これを省略することができる。)及び付表7 ランタノ-アリザリソングレキノン吸光度法 流れ分析法 イオンクロマトグラフ法	0.8 以下	0.08
	ほう素	JIS K 0102 47.1 JIS K 0102 47.3 JIS K 0102 47.4 メチレンブルー吸光度法 ICP発光分光分析法 ICP質量分析法	1 以下	0.02
	1,4-ジオキサン	付表8の第1 付表8の第2 付表8の第3 活性炭抽出-ガスクロマトグラフ質量分析法 パージ・トラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法 ヘッドスペース-ガスクロマトグラフ質量分析法	0.05 以下	0.005

備 考

- 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。また、アルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって基準値とされているので、同一測定地点における年間の全ての検体の測定値が不検出であることををもって基準達成と判断する。さらに、総水銀に係る評価方法は備考3のとおり。
- 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 総水銀に係る基準値について年間平均値として達成、維持することとは、同一測定点における年間の総検体の測定値の中に「定量限界値未満（以下「ND」という。）」が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lであることをいい、NDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満であることをいうものとする（昭和49年12月23日付け環水管第182号）。
- 環境基準達成状況の評価は、調査区分ごとに、検出の有無とともに、基準値の超過状況（基準値を超過した測定地点の割合または本数）で行う。また、必要に応じ、濃度の推移についても評価を行う。
- 有効数字を2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
- 報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K 0102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K 0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和を求めた後に、上記の5及び6の桁数処理を行う。
ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。（報告下限値(mg/L)：硝酸性窒素 0.04、亜硝酸性窒素 0.04）
- 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和を求めた後に、上記の5及び6の桁数処理を行う。
ただし、シス体とトランス体の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。（報告下限値(mg/L)：シス体 0.002、トランス体 0.002）
- 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。報告下限値未満の数値については、報告下限値の数値として取扱い、平均値を計算する。

地下水質調査結果(概況調査(ローリング方式)) 年平均値

測定地点		健 康 項 目												
計画番号	所在地	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン
1	能勢町 倉垣	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
2	豊能町 切畑	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
3	箕面市 萱野	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
4	交野市 倉治	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
5	四條畷市 下田原	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
6	大東市 赤井	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
7	門真市 柳町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
8	柏原市 本郷	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
9	羽曳野市 はびきの	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
10	松原市 北新町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
11	千早赤阪村 東阪	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
12	富田林市 青葉丘	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
13	大阪狭山市 東野西	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
14	泉大津市 東助松町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
15	和泉市 寺門町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
16	貝塚市 三ツ松	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
17	泉佐野市 日根野	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
18	泉南市 信達六尾	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
19	泉南市 男里	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
20	岬町 深日	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
21	大阪市 中央区中寺	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
22	大阪市 東成区深江南	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
23	大阪市 鶴見区諸口	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	* 0.0026	< 0.0004	< 0.002
24	大阪市 阿倍野区播磨町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
25	大阪市 東住吉区針中野	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
26	堺市 堺区北清水町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
27	堺市 中区福田	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
28	堺市 西区鳳北町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
29	堺市 西区太平寺	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
30	堺市 南区檜尾	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
31	堺市 南区美木多上	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
32	堺市 北区金岡町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
33	堺市 美原区太井	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
34	岸和田市 大沢町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
35	岸和田市 河合町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
36	岸和田市 内畑町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
37	豊中市 蛍池中町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
38	豊中市 本町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
39	豊中市 熊野町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
40	豊中市 利倉	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	# 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
41	豊中市 大島町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
42	吹田市 千里万博公園	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
43	吹田市 津雲台	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	-	< 0.0002	-	-	-
44	吹田市 江坂町	# 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
45	吹田市 豊津町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
46	吹田市 南高浜町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
47	高槻市 道端町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002

(2023 (令和 5) 年度)

年 平 均 値 (mg/L)															井戸の諸元等		
1・2―ジクロロエチレン	1・1・1―トリクロロエタン	1・1・2―トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3―ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4―ジオキサン	深度 (m)	回数	調査実施主体
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.4	< 0.08	< 0.02	< 0.005	6.7	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.42	< 0.08	< 0.02	< 0.005	30	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.32	< 0.08	< 0.02	< 0.005	194	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.09	< 0.08	# 0.05	< 0.005	142.5	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.42	# 0.43	< 0.02	< 0.005	150	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 6.4	# 0.08	# 0.03	< 0.005	不明	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.65	# 0.26	# 0.15	< 0.005	200	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.36	# 0.17	# 0.07	< 0.005	不明	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	# 0.0092	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 4.1	< 0.08	# 0.10	< 0.005	不明	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 4.1	# 0.11	# 0.05	< 0.005	不明	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.0	# 0.10	< 0.02	< 0.005	4	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 3.4	< 0.08	< 0.02	< 0.005	25	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.7	# 0.08	# 0.02	< 0.005	約7	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	# 0.35	# 0.11	< 0.005	不明	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 4.9	# 0.21	# 0.03	< 0.005	不明	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 3.0	# 0.22	# 0.05	< 0.005	不明	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.27	# 0.31	# 0.03	< 0.005	不明	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 3.5	# 0.21	# 0.11	< 0.005	不明	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.9	# 0.09	# 0.02	< 0.005	50	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.29	# 0.23	# 0.18	< 0.005	7	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 3.9	# 0.10	# 0.07	< 0.005	4~5	1	大阪市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.33	# 0.23	# 0.05	< 0.005	5	1	大阪市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	# 0.34	# 0.21	# 0.011	30	1	大阪市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 6.8	< 0.08	# 0.09	< 0.005	10	1	大阪市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.3	# 0.13	# 0.07	< 0.005	5	1	大阪市
# 0.010	< 0.0005	< 0.0006	# 0.004	# 0.0043	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.19	< 0.08	# 0.08	< 0.005	不明	1	堺市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 5.4	< 0.08	# 0.04	< 0.005	4	1	堺市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 4.4	< 0.08	# 0.04	< 0.005	不明	1	堺市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 4.0	# 0.13	# 0.05	< 0.005	不明	1	堺市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 3.6	# 0.09	# 0.07	< 0.005	9	1	堺市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.51	< 0.08	< 0.02	< 0.005	不明	1	堺市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 5.4	# 0.24	# 0.03	< 0.005	不明	1	堺市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.24	< 0.08	< 0.02	< 0.005	不明	1	堺市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.0	# 0.20	< 0.02	< 0.005	不明	1	岸和田市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.79	< 0.08	< 0.02	< 0.005	7.3	1	岸和田市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.2	# 0.13	# 0.20	< 0.005	7	1	岸和田市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.9	# 0.14	# 0.24	< 0.005	5	1	豊中市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.7	< 0.08	# 0.15	< 0.005	4.1	1	豊中市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.23	# 0.09	< 0.02	< 0.005	3.5	1	豊中市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 3.9	< 0.08	# 0.03	< 0.005	不明	1	豊中市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	< 0.08	< 0.02	< 0.005	不明	1	豊中市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.55	< 0.08	< 0.02	< 0.005	200	1	吹田市
-	-	-	-	-	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.1	< 0.08	< 0.02	< 0.005	220	1	吹田市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 2.1	< 0.08	< 0.02	< 0.005	150	1	吹田市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 3.1	# 0.11	# 0.03	< 0.005	不明	1	吹田市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 4.6	< 0.08	# 0.05	< 0.005	不明	1	吹田市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	< 0.08	# 0.02	< 0.005	160	1	高槻市

地下水質調査結果(概況調査(ローリング方式)) 年平均値

測定地点		健 康 項 目												
計画番号	所在地	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン 又は塩化ビニル (別名塩化ビニルモノマー)	1・2―ジクロロエタン	1・1―ジクロロエチレン
48	高槻市 登町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
49	高槻市 三島江	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	# 0.0004	< 0.002
50	枚方市 田口	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
51	枚方市 高田	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
52	枚方市 桜丘町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
53	茨木市 沢良宜西	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
54	茨木市 花園	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
55	茨木市 佐保	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
56	八尾市 久宝寺	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
57	八尾市 山本町南	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
58	八尾市 空港	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
59	寝屋川市 池田	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
60	寝屋川市 川勝町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
61	東大阪市 永和	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
62	東大阪市 古箕輪	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
63	東大阪市 荒本北	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
64	東大阪市 池島町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
65	東大阪市 中石切町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
66	東大阪市 六万寺町	< 0.0003	N.D.	< 0.005	< 0.01	< 0.005	< 0.0005	-	N.D.	< 0.002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002

(注1)「-」は測定せず。「N.D.」は報告下限値未満をいい、全シアンは0.1mg/L、アルキル水銀は0.0005mg/L、PCBは0.0005mg/Lです。

(注2)「#」は検出しましたが、環境保全目標以下でした。「*」は環境保全目標を超えて検出しました。なお、測定地点の年間評価は平均値で行います。

(注3)アルキル水銀は、原則として総水銀が検出された場合(報告下限値0.0005mg/L)測定を行うこととしています。

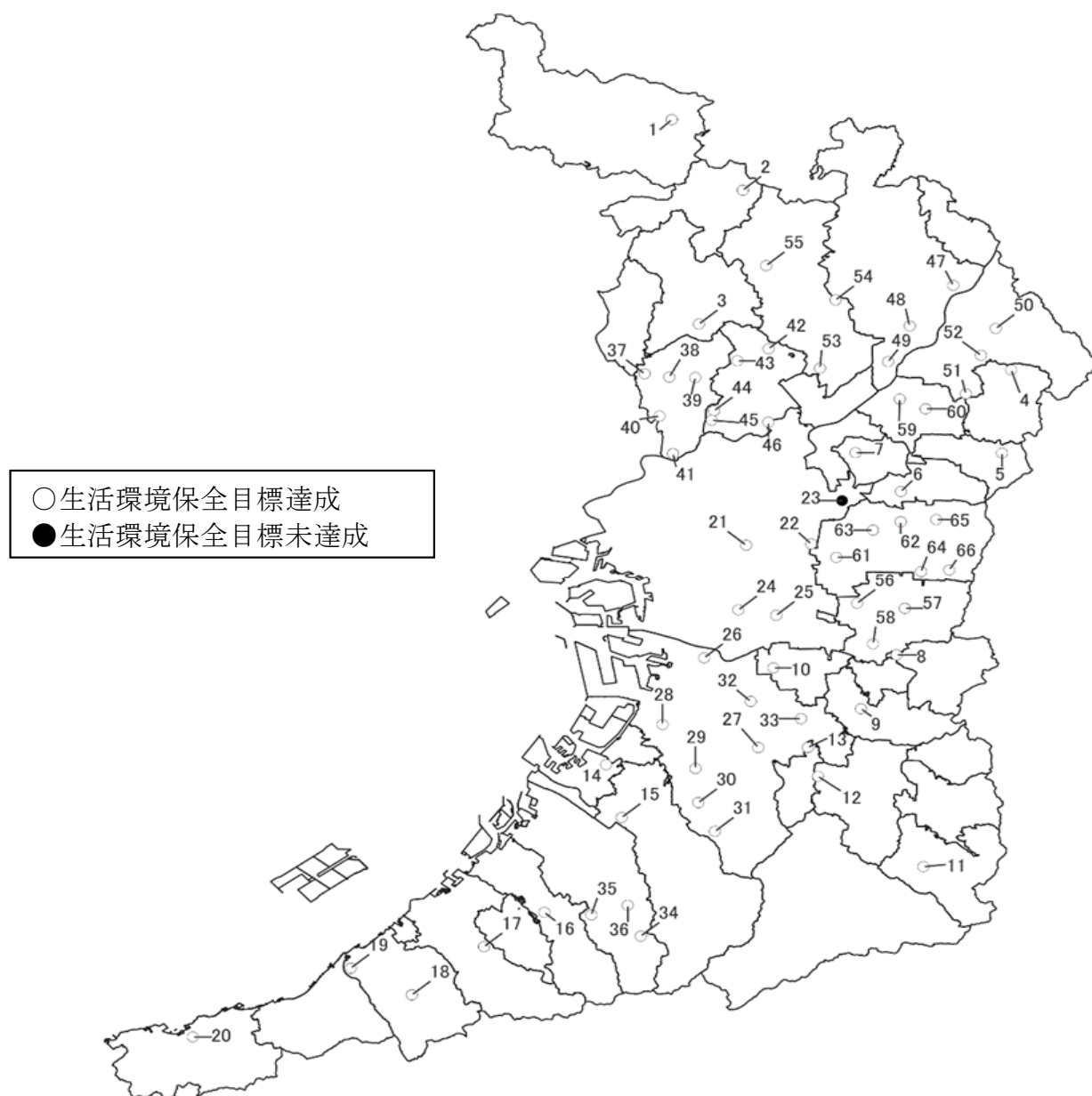
(注4)平成29年4月1日から、「塩化ビニルモノマー」の地下水環境基準の表記は「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に変更されました。

(2023 (令和5) 年度)

年 平 均 値 (mg/L)															井戸の諸元等		
1・2 ジクロロエチレン	1・1・1 トリクロロエタン	1・1・2 トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1・3 ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4 ジオキサン	深度 (m)	回数	調査実施主体
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	< 0.08	# 0.08	< 0.005	150	1	高槻市
# 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	# 0.22	# 0.09	< 0.005	60	1	高槻市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.08	< 0.08	< 0.02	< 0.005	197	1	枚方市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.0	< 0.08	# 0.04	< 0.005	5	1	枚方市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.5	# 0.15	# 0.03	< 0.005	3.5	1	枚方市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	< 0.08	< 0.02	< 0.005	180	1	茨木市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	# 0.16	# 0.02	< 0.005	150	1	茨木市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 5.3	# 0.37	< 0.02	< 0.005	不明	1	茨木市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	# 0.15	# 0.04	< 0.005	80	1	八尾市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.4	# 0.17	# 0.03	< 0.005	20	1	八尾市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	# 0.09	# 0.02	< 0.005	100	1	八尾市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.92	# 0.10	# 0.14	< 0.005	30	1	寝屋川市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 1.4	< 0.08	< 0.02	< 0.005	120	1	寝屋川市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	# 0.26	# 0.02	< 0.005	180	1	東大阪市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	# 0.23	# 0.03	< 0.005	130	1	東大阪市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	# 0.29	# 0.17	< 0.005	150	1	東大阪市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	# 0.40	# 0.11	# 0.04	< 0.005	100	1	東大阪市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	# 0.28	# 0.14	< 0.005	不明	1	東大阪市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	< 0.0006	< 0.0003	< 0.002	< 0.001	< 0.002	< 0.08	# 0.23	# 0.07	< 0.005	0	1	東大阪市

地下水質概況調査測定地点図

(2023年度)



「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）
(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html) を加工して作成

2023年度地下水質汚染井戸周辺地区調査結果

番号	地区名 (汚染井戸 の所在地)	汚染井戸の概要			汚染井戸周辺地区調査結果				
		調査年度 調査の種別	項 目	検出濃度 (mg/L)	調査井戸数	環境基準超 過井戸数	項 目	最高濃度 (mg/L)	備 考
1	阪南市 尾崎町	令和5年度 自主的な調査	ふっ素 砒素	0.95 * 0.006	3 (0)	1 (0)	ふっ素 砒素	1 * 0.008	事業者による継続監視
2	摂津市 東別府	令和5年度 自主的な調査	六価クロム	0.038 *	2 (0)	0 (0)	六価クロム	< 0.01	
3	四條畷市 下田原	令和5年度 概況調査	ふっ素	0.43	5 (0)	0 (0)	ふっ素	< 0.08	当該地区周辺の専用水道 において定期的に水質を 監視
4	岬町 多奈川谷川	令和5年度 自主的な調査	砒素	0.014 *	1 (0)	0 (0)	砒素	0.002	概況調査により監視
5	大阪市 東淀川区 大道南	令和4年度 概況調査	NO ₃ －, NO ₂	15 *	1 (0)	1 (0)	NO ₃ －, NO ₂	14 *	発端井戸のみ調査 継続監視へ移行
6	大阪市 此花区 島屋	令和4年度 概況調査	ふっ素	0.6	1 (0)	0 (0)	ふっ素	0.42	発端井戸のみ調査 調査終了
7	堺市 堺区 北清水町	令和5年度 概況調査	CE 1,1-DCE 1,2-DCE TCE PCE	< 0.0002 < 0.002 0.01 0.004 0.0043	3 (0)	0 (0)	CE 1,1-DCE 1,2-DCE TCE PCE	0.0002 < 0.002 < 0.004 < 0.001 < 0.0005	
8	豊中市 名神口	令和4年度 自主的な調査	砒素 ほう素 ふっ素	0.088 * 0.61 0.57	1 (0)	0 (0)	砒素 ほう素 ふっ素	< 0.005 0.08 0.24	現在発端井戸の利用は中止
9	豊中市 服部南町	令和5年度 自主的な調査	ふっ素	0.47	2 (0)	0 (0)	ふっ素	0.12	
10	吹田市 岸部中	令和5年度 法に基づく調査 (土壌詳細調査)	TCE PCE 1,2-DCE	0.006 0.093 * 0.016	3 (0)	0 (0)	TCE PCE 1,2-DCE 1,1-DCE CE BMC	< 0.001 < 0.001 < 0.004 < 0.002 < 0.0002 < 0.001	汚染土壌を掘削除去
11	吹田市 江の木町	令和5年度 法に基づく調査 (土壌詳細調査)	砒素	0.007	2 (0)	0 (0)	砒素	< 0.002	
12	吹田市 南吹田	令和2年度 自主的な調査	セレン	0.025 *	4 (0)	0 (0)	セレン	< 0.002	
13	枚方市 上野	令和5年度 自主的な調査	ふっ素	3.1 *	6 (0)	0 (0)	ふっ素	0.1	周辺地区調査継続中

注)

1 汚染井戸：汚染井戸周辺地区調査の契機となった調査が行われた井戸

2 調査の種別について

自主的な調査：事業者等による自主的な地下水調査

概況調査：水質測定計画に基づく概況調査

法に基づく調査：土壌汚染対策法・水道法等に基づく調査

3 「*」は、環境基準を超過していることを表しています。

4 「<」は、環境基準又は水道水質基準に定められている測定方法で測定した結果、定量が可能な最小濃度（定量下限値）を下回っていることを表しています。

5 () 内は、飲用井戸数（内数）を表しています。

6 項目欄の略称は、以下の項目を表しています。

地下水質汚染井戸周辺地区調査測定地点図

(2023 年度)



[国土数値情報 | 行政区域データ](https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html)

(https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html) を加工して作成

地下水質調査結果(継続監視調査) (年平均値)

測定地点														健 康 項 目		
計 画 番 号	所 在 地		カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	砒 素	総 水 銀	ア ル キ ル 水 銀	P C B	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	ル モ ノ マ ー	ク ロ ロ エ チ レ ン	1 ・ 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	1 ・ 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン
T-1-2	泉佐野市	西本町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-3	岸和田市	西大路町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-5-1	藤井寺市	小山	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-5-2	藤井寺市	岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-5-3	藤井寺市	藤井寺	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-7-3	池田市	豊島南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	# 0.014
T-8-1	高槻市	桃園町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.48	< 0.0004	< 0.002	
T-8-2	高槻市	桃園町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 2.4	# 0.0006	# 0.024	
T-8-4	高槻市	下田部町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.19	< 0.0004	< 0.002	
T-8-10	高槻市	明田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.023	# 0.0006	# 0.005	
T-8-12	高槻市	南庄所町	-	-	-	-	* 0.032	-	-	-	-	-	* 0.21	# 0.0009	# 0.003	
T-8-13	高槻市	西冠	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.0002	# 0.0016	< 0.002	
T-15-1	岸和田市	岸城町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-15-2	岸和田市	南町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-16-4	堺市	美原区今井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.11	-	# 0.002	
T-21-4	交野市	幾野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-23	門真市	柳田町	-	-	-	-	* 0.081	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-25	枚方市	出屋敷西町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.0004	-	-	< 0.002
T-28-2	吹田市	津雲台	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.002	-	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	
T-36	箕面市	牧落	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-37-2	八尾市	東本町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-39-3	吹田市	南吹田	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.002	-	* 0.053	< 0.0004	< 0.002	
T-40	池田市	石橋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-45-1	松原市	丹南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-53-1	枚方市	片鉾本町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-53-2	枚方市	片鉾本町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-54	枚方市	津田元町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	# 0.003	
T-55-2	枚方市	春日北町	-	-	-	-	-	< 0.0005	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-59-1	枚方市	中宮山戸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-59-2	枚方市	中宮山戸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-61	岸和田市	尾生町	-	-	-	-	-	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-
T-83-2	守口市	本町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-89-2	八尾市	西弓削	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.16	-	-	-
T-90	大東市	諸福	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.0004	-	-	< 0.002
T-93-2	八尾市	北亀井町	-	-	-	-	< 0.005	-	-	-	< 0.002	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-93-3	八尾市	北亀井町	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.002	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-93-4	八尾市	北亀井町	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.002	-	# 0.0007	-	-	< 0.002
T-94-1	枚方市	中宮東之町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-94-2	枚方市	上野	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-96-2	門真市	小路町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.0002	-	-	< 0.002
T-98	熊取町	朝代西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-100-2	岸和田市	田治米町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-101	大阪狭山市	今熊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-102	大阪市	東淀川区大桐	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-106-1	高槻市	幸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.0061	< 0.0004	< 0.002	
T-106-2	高槻市	幸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	
T-106-4	高槻市	幸町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.0015	< 0.0004	< 0.002	
T-107-1	寝屋川市	木田元宮	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.002	-	# 0.0005	< 0.0004	< 0.002	
T-107-2	寝屋川市	木田元宮	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.002	-	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	
T-111	豊中市	名神口	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.043	-	-	< 0.002
T-112	吹田市	片山町	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.002	-	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002	
T-113	高槻市	宮田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.0026	< 0.0004	< 0.002	

年 平 均 値 (mg/L)															井戸の諸元等		
1・2 ロ エ チ レ ン ク ロ	1・1 リ ク ロ ロ エ タ ー ト	1・1・2 リ ク ロ ロ エ タ ー ト	トリ クロ ロ エ チ レ ン	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	1・3 ロ ブ ロ ベ ン ク ロ	チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	ベ ン ゼ ン	セ レ ン	硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	ふ っ 素	ほう 素	1・4 ー ジ オ キ サン	深 度 (m)	回 数	調 査 実 施 主 体
# 0.009	< 0.0005	-	# 0.001	# 0.0036	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12~13	1	大阪府
* 0.065	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	150	1	岸和田市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	# 0.0008	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.5	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	* 0.024	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	大阪府
< 0.004	# 0.075	< 0.0006	< 0.001	# 0.0014	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	大阪府
# 0.031	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53.3	1	高槻市
* 2.4	< 0.0005	< 0.0006	# 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37.1	1	高槻市
* 0.24	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40	1	高槻市
* 0.35	< 0.0005	< 0.0006	# 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	1	高槻市
* 1.2	< 0.0005	< 0.0006	# 0.002	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	37	1	高槻市
* 0.30	< 0.0005	< 0.0006	* 0.14	# 0.0043	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	64.9	1	高槻市
# 0.023	< 0.0005	-	# 0.001	# 0.0009	-	-	-	-	-	-	# 3.7	-	-	-	8	1	岸和田市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	# 6.7	-	-	-	4	1	岸和田市
* 0.45	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70	2	堺市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13.1	1	近畿地整
# 0.005	< 0.0005	-	# 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	140	2	枚方市
# 0.007	< 0.0005	< 0.0006	# 0.002	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	220	3	吹田市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	* 0.014	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	1	大阪府
< 0.004	-	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	1	八尾市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	4	吹田市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	* 0.017	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	1	大阪府
# 0.013	< 0.0005	-	# 0.007	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	枚方市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	2	枚方市
< 0.004	# 0.0019	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	2	枚方市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	枚方市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	2	枚方市
< 0.004	< 0.0005	-	# 0.001	# 0.0066	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	2	枚方市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 3.5	-	-	-	9	1	岸和田市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.1	1	大阪府
# 0.015	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	60	1	八尾市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.5	1	八尾市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.5	1	八尾市
# 0.005	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.7	1	八尾市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	# 0.0029	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	1	枚方市
# 0.004	< 0.0005	-	* 0.014	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	2	枚方市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	245	1	大阪府
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7.6	1	岸和田市
# 0.009	< 0.0005	-	# 0.002	# 0.0088	-	-	-	-	-	-	# 3.5	-	-	-	8	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 9.6	-	-	-	6	1	大阪市
* 0.048	< 0.0005	< 0.0006	* 0.015	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22.5	1	高槻市
# 0.020	< 0.0005	< 0.0006	* 0.025	# 0.0009	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22	1	高槻市
# 0.029	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	1	高槻市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	2	寝屋川市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.4	2	寝屋川市
* 0.54	< 0.0005	-	* 0.037	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	< 0.08	# 0.64	-	-	20	1	豊中市
# 0.011	< 0.0005	< 0.0006	* 0.014	* 0.23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	2	吹田市
* 0.47	< 0.0005	< 0.0006	* 0.20	* 0.69	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15	1	高槻市

地下水質調査結果(継続監視調査) (年平均値)

測定地点			健 康 項 目													
計 画 番 号	所 在 地		カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	砒 素	総 水 銀	ア ル キ ル 水 銀	P C B	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	ル モ ノ マ ー	クロ ロエ チレ ン	1・2 ―ジ ク ロ ロ エ タ ン	1・1 ―ジ ク ロ ロ エ チ レ ン
T-114	枚方市	尊延寺馬廻	-	-	* 0.019	-	* 0.022	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-
T-123-1	寝屋川市	出雲町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.0005	-	-	< 0.002
T-123-2	寝屋川市	出雲町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.0007	-	-	< 0.002
T-127-4	池田市	古江町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-129-1	大阪市	浪速区元町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-130	八尾市	志紀町西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.011	-	-	-
T-141-2	高槻市	西大樋町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.0013	< 0.0004	< 0.002	-
T-143	貝塚市	堀	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-152	岸和田市	並松町	-	N.D.	< 0.005	-	< 0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-153-2	岸和田市	春木宮本町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-153-5	岸和田市	春木宮川町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-160	大阪市	住之江区御崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-161	堺市	中区土塔町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-167	富田林市	富田林町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-169-4	泉大津市	曾根町	-	-	-	-	< 0.005	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-172	大阪市	此花区島屋	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-173	岸和田市	塔原町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-176	豊中市	豊南町南	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-177	豊中市	神州町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-178	吹田市	岸部中	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-179	枚方市	船橋本町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-183	大阪市	鶴見区浜	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.002	< 0.0002	* 0.050	< 0.0004	< 0.002	-
T-188	高槻市	東五百住町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-191	富田林市	本町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-193	泉大津市	上之町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-194	和泉市	池田下町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-195	四條畷市	砂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.0020	-	# 0.002	-
T-196-2	泉佐野市	鶴原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.012	< 0.0004	< 0.002	-
T-197-2	門真市	東田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-197-3	門真市	東田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-198	大阪市	都島区中野町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-200-1	八尾市	竹濑西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-200-2	八尾市	竹濑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.024	-	-	-
T-201-2	八尾市	安中町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.0007	-	-	-
T-204	守口市	大宮通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.0017	-	-	-
T-206	大阪市	平野区加美北	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.002	< 0.0002	* 0.061	< 0.0004	< 0.002	-
T-207	堺市	美原区大保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.0087	-	-	< 0.002
T-209	堺市	西区上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-210	柏原市	片山町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-214	堺市	堺区南安井町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-216	堺市	東区高松	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-217	茨木市	耳原	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.0005	-	-	< 0.002
T-218-2	堺市	美原区多治井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	-	-	< 0.002
T-219	大阪市	生野区甕中	-	-	-	-	* 0.014	-	-	-	< 0.002	< 0.0002	* 0.0024	< 0.0004	< 0.002	-
T-220	大東市	灰塚	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-221	交野市	森北	-	-	-	-	* 0.014	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-222	交野市	倉治	-	-	< 0.005	-	< 0.005	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-
T-223	泉佐野市	住吉町	-	-	-	-	# 0.010	-	-	-	-	-	-	-	-	-

年 平 均 値 (mg/L)															井戸の諸元等		
1・2 エチレン クロ	1 クロロ エタノ ール	1 クロロ エタノ ール	トリクロ エチレン	テトラ クロロ エチレン	1・3 プロペ ンクロ	チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	チオベン カルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふっ 素	ほう 素	1・4 ー ジ オ キ サン	深度 (m)	回数	調査実施 主体
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	2	枚方市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	2	寝屋川市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	2	寝屋川市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.73	# 1.0	-	10	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大阪府
< 0.004	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.002	-	-	-	-	# 0.019	20	1	八尾市
* 0.089	< 0.0005	< 0.0006	# 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	1	高槻市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 16	-	-	-	4	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 0.21	-	-	5	1	岸和田市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 12	-	-	-	不明	1	岸和田市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 3.1	-	-	-	不明	1	岸和田市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 1.6	# 0.78	-	10.6	1	近畿地整
# 0.004	-	-	* 0.090	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10	1	堺市
< 0.004	-	-	# 0.001	* 0.024	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 2.4	-	30	2	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 19	-	-	-	4	1	岸和田市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 5.2	-	-	-	不明	1	豊中市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.001	-	-	-	-	-	8.5	1	豊中市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	吹田市
< 0.004	< 0.0005	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	1	枚方市
# 0.020	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	-	-	-	< 0.001	-	-	# 0.62	-	-	不明	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.85	-	-	約10	1	高槻市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 5.5	-	-	-	5	1	大阪府
* 0.16	-	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 19	-	-	-	4.3	1	大阪府
* 0.87	-	< 0.0006	* 1.1	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.7	1	大阪府
# 0.006	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	170	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 0.81	-	-	15.6	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 15	-	-	4	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大阪府
# 0.032	-	-	* 0.019	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	八尾市
* 0.049	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	1	八尾市
< 0.004	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	1	八尾市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.7	1	大阪府
* 0.058	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	-	-	-	< 0.001	-	-	-	-	-	60	1	大阪府
# 0.009	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	25	2	堺市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 11	-	-	-	7.5	1	堺市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 7.3	94	1	大阪府
# 0.004	-	< 0.0006	# 0.001	# 0.0032	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	1	堺市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 11	-	-	-	不明	1	堺市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.5	2	茨木市
< 0.004	-	-	< 0.001	< 0.0005	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不明	1	堺市
< 0.004	< 0.0005	< 0.0006	< 0.001	< 0.0005	< 0.0002	-	-	-	< 0.001	-	-	-	-	-	80	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	* 1.0	-	-	不明	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	約10	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	約10	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	200	1	大阪府

地下水質調査結果(継続監視調査) (年平均値)

測定地点			健 康 項 目												
計画番号	所在地		カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	1・2-ジクロロエタン	1・1-ジクロロエタン
T-227	貝塚市	脇浜	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-228	寝屋川市	打上新町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	< 0.0002	< 0.0004	< 0.002
T-229	羽曳野市	飛鳥	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-230-2	泉大津市	神明町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
T-231	高槻市	明田町	-	-	-	-	* 0.023	-	-	-	-	-	-	-	-
T-232	富田林市	別井	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注1)「-」は測定せず。「N.D.」は報告下限値未満をいい、全シアンは0.1mg/L、アルキル水銀は0.0005mg/L、PCBは0.0005mg/Lです。

(注2)「#」は検出しましたが、環境保全目標以下でした。「*」は環境保全目標を超えて検出しました。なお、測定地点の年間評価は平均値で行います。

(注3)アルキル水銀は、原則として総水銀が検出された場合(報告下限値0.0005mg/L)測定を行うこととしています。

(注4)平成29年4月1日から、「塩化ビニルモノマー」の地下水環境基準の表記は「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に変更されました。

(注5)T53-1、T129-1、T178、T-198は測定を計画していましたが、採水調査ができなかったため結果の記載はありません。

(2023 (令和5) 年度)

年 平 均 値 (mg/L)															井戸の諸元等		
1・2-ジクロ ロ	1・1-クロ ロ・1-エ タ-ント	1・1-クロ ロ・2-エ タ-ント	トリクロロエ チ レン	テトラクロロエ チ レン	1・3-ジ クロ プロ ベン ロ	チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	チ オ ベ ン カ ル ブ	ベ ン ゼ ン	セ レ ン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふ っ 素	ほ う 素	1・4-ジ オ キ サン	深 度 (m)	回 数	調 査 実 施 主 体
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 6.7	-	-	-	5	1	大阪府
< 0.004	-	< 0.0006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	2	寝屋川市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 2.1	-	-	-	4	1	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 6.2	-	-	-	不明	2	大阪府
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.6	1	高槻市
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	# 8.3	-	-	-	約15	2	大阪府

地下水質継続監視調査測定地区図

(2023年度)



「国土数値情報（行政区域データ）」（国土交通省）
https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v3_0.html を加工して作成